

釧路市発注工事における現場代理人・主任技術者等の配置等に関する取扱要綱の主な内容

1 金額要件の見直し（現場代理人、主任技術者等）

建築業法施行令、監理技術者制度運用マニュアル等の改正に伴い、各金額要件について改正する。

	改正前	改正後
現場代理人の兼任（1件当たりの請負金額）	4千万円 （建築一式工事は8千万円）	4千5百万円 （建築一式工事は9千万円）
主任技術者等の専任を要する請負金額	4千万円 （建築一式工事は8千万円）	4千5百万円 （建築一式工事は9千万円）
監理技術者の配置を要する下請金額	4千5百万円 （建築一式工事は7千万円）	5千百万円 （建築一式工事は8千万円）
甲型ⅡⅤの主任技術者等の配置の請負金額	主任技術者：4千万円 （建築一式工事は8千万円） 監理技術者等：4千5百万円 （建築一式工事は7千万円）	主任技術者：4千5百万円 （建築一式工事は9千万円） 監理技術者等：5千万円 （建築一式工事は8千万円）
乙型ⅡⅤの主任技術者等の配置の請負金額	主任技術者：4千万円 （建築一式工事は8千万円） 監理技術者等：4千5百万円 （建築一式工事は7千万円）	主任技術者：4千5百万円 （建築一式工事は9千万円） 監理技術者等：5千万円 （建築一式工事は8千万円）

2 現場代理人の兼任

現場代理人の兼任については従前のとおり。

3 専任を要しない工事の取扱い（主任技術者等）

従来の専任を要しない工事に係る兼任の要件を廃止した。

	改正前	改正後
主任技術者等	・2件又は3件の兼任可 ・兼任する工事の請負金額合計が4000万円を超えた場合は下記のいずれかの場合2件の兼任可 ①一体性・連続性のある工事 ②現場間隔が10キロ程度	（制限なし）

4 兼任の特例（主任技術者等）

上記1の主任技術者等の専任を要する請負金額以上の場合について、下記のとおり改正する。

	改正前	改正後
主任技術者等	(新設)	※専任特例1号 ・下記の全てを満たす場合 ①1億円（建築一式工事は2億円）未満 ②現場間の距離が巡回可能 ③下請が3次まで ④連絡員の配置 ⑤情報通信技術による施工体制確認が可能 ⑥人員配置計画の作成 ⑦情報通信機器による現場確認が可能 ⑧兼務する工事は2件まで
	・下記の全てを満たす場合、複数の工事を一の工事とみなす ①同一の建築物又は連続する工作物に関する工事 ②全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面で承諾を得る	(変更なし)
主任技術者のみ	・下記の全てを満たす場合2件兼任可能 ①一体性・連続性のある工事 ②現場間隔が10キロ程度	・下記の全てを満たす場合2件程度兼務可能 ①一体性・連続性のある工事 ②現場間隔が10キロ程度
特例監理技術者	・下記の全てを満たす場合2件兼任可能 ①工事現場に専任の監理技術者補佐の配置が必要 ②元請としての職務が適正に遂行できる	(変更なし) ※専任特例2号

5 営業所技術者の兼任（現場代理人、主任技術者等）

兼任は原則としてできないものとする。ただし、下記の条件を満たす場合は可能。

	改正前	改正後
現場代理人	・ 下記のいずれかに該当する場合は現場代理人の兼任が可能 な工事 1 件に限り配置可能 ①現場が営業所と同一地区 ②現場と営業所が 10 キロ程度	(変更なし)
主任技術者等	(新設)	・ 技術者の専任を要する場合、下記の要件をすべて満たす場合配置可能 ①営業所で契約 ②兼ねる現場数が 1 件 ③専任特例 1 号を全て満たす ④技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にある
	・ 技術者の専任を要さない場合、下記のいずれかに該当する場合は 1 件に限り配置可能 ①現場が営業所と同一地区 ②現場と営業所が 10 キロ程度	・ 技術者の専任を要さない場合（営業所と工事現場が近接している場合）、下記の要件をすべて満たす場合配置可能 ①営業所で契約 ②現場と営業所が近接 ③営業所と常時連絡をとりうる ④技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係 ・ 技術者の専任を要さない場合（上記以外の場合）、下記の要件をすべて満たす場合配置可能 ①営業所で契約 ②兼ねる現場数が 1 件 ③専任特例 1 号を全て満たす（請負代金に関する要件を除く） ④技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にある

※監理技術者等を兼務する場合は特定営業所技術者（特定建設業許可）であること。